

第34回国民文化祭・にいがた2019協賛事業の申請に係る 留意事項について

1 申請時期について

申請は随時受け付けます。当該事業が実施される期日の遅くとも1か月前までに申請してください。ポスターその他の印刷物等に「国民文化祭協賛事業」の名義を印刷する場合には、その印刷日の1か月前までに申請してください。

2 申請書の様式について

「国民文化祭協賛事業の名義の使用承認事務手続要領」の別紙様式を使用し、添付書類を含め用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4で提出してください。（申請様式は文化庁ホームページからダウンロードできます）。

文化庁該当ページ URL

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/chiiki/kokubunsai/>

3 都道府県の経由について

文化庁長官宛ての申請書は、都道府県教育委員会を通じて提出することになっていますが、都道府県知事部局を通じても提出することができます。

4 文化庁のホームページへの掲載について

国民文化祭協賛事業として承認した事業については、「事業名」、「主催者」、「開催期間」、「開催場所」を文化庁のホームページへ掲載し、紹介することとしていますが、掲載を希望されない場合は、文化庁参事官（芸術文化担当）学校芸術教育室教育課程係（電話：03-5253-4111：内線2832）まで御連絡願います。

なお、「国民文化祭・にいがた2019、全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」公式ホームページ (<https://niigata-futtotsu.jp/>) にも同時に掲載し、紹介することとしています。

5 その他

ポスター、パンフレット等を作成される場合は、「第34回国民文化祭・にいがた2019協賛事業」と記載していただくようお願いします。縦書き、横書き等の制約はありません。

また、「国民文化祭・にいがた2019、全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」テーマ・ロゴマーク等についても積極的に掲載してください。事前の申請等は不要です。

大会テーマ・ロゴマーク等については、「国民文化祭・にいがた2019、全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」公式ホームページ (<https://niigata-futtotsu.jp/logo/>) からダウンロードできます。御不明な点がありましたら、新潟県県民生活・環境部文化振興課国民文化祭・障害者芸術文化祭室（電話：025-280-5177）までお問い合わせください。